第二十六条の二十三の八第二号ホ中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同条第三号ハ中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同条第四号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の十一第二号ホ中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同条第三号ハ中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同条第四号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の十二第一項第六号中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同項第八号中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同項第九号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の十四第二号ホ中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同条第三号ハ中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同条第四号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の十五第一項第六号中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同項第八号中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同項第九号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の十六第一項第六号中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同項第八号中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同項第九号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の十八第二号ホ中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同条第三号ハ中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同条第四号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の十九第一項第六号中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同項第八号中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同項第九号ニ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十八条第一項中「をいう。」の下に「第三十条の二十二、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号を除き、」を加える。

第三十条の十六の次に次の十四条を加える。

（異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定）

第三十条の十七　法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第四十一条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。）に金融庁長官により公表されている貸金業者（次条及び第三十条の二十第二項において「すべての貸金業者」という。）の数で除して行うものとする。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八　法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　貸金業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての貸金業者の説明会への出席の有無

三　すべての貸金業者の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第四十一条の三十九第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、貸金業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第三十条の十九　法第四十一条の四十第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第三十条の二十　法第四十一条の四十第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第四十一条の三十九第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第三十条の二十六第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第四十一条の三十九第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第四十一条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第三十条の十八第一項第二号の規定によりすべての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　貸金業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該貸金業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ　到達した場合　到達した年月日

ロ　到達しなかつた場合　通常の送付方法によつて到達しなかつた原因